

9月定例会の概要



令和7年第4回9月定例会は、9月1日から9月19日までの19日間の会期で行われ、市長提案議案22件、請願2件、認定6件を議決しました。

ここでは、主な議案の内容と委員会審査を含めた審議の経過などについて、お知らせします。

下水道使用料の値上げ／市職員の部分休業制度の拡充／

小中学校のICT教育用タブレットの購入など

22 議案を議決

第58号 下水道条例の 一部を改正する条例

現在の下水道使用料収入では、汚水処理にかかる経費を賄うことができず、市税などを財源とする一般会計からの補填により、下水道事業の経営が維持されている。さらに、今後は下水道施設の老朽化した施設や設備の更新に伴う費用の増加が見込まれており、下水道事業の経営環境は厳しくなることが予想される。加えて、少子高齢化の進行や新たな行政課題などへの対応により、市の財政状況はさらに厳しく



下水処理場の水処理施設

なることが懸念されている。このような状況を踏まえ、平成7年の改定以来、30年ぶりに下水道使用料を上げる改定を行う。

今回の改正により、令和8年4月1日から下水道使用料の基本使用料及び超過使用料がそれぞれ10%の値上げとなる。

改定後の下水道使用料

○一般汚水（1カ月あたり・税抜き）

使用料区分		現行使用料	改定後使用料
基本使用料（5㎡まで）		600円	660円
超過使用料 （1㎡あたり）	6㎡～10㎡まで	130円	143円
	11㎡～20㎡まで	135円	149円
	21㎡～30㎡まで	140円	154円
	31㎡～50㎡まで	145円	160円
	51㎡～100㎡まで	150円	165円
	101㎡以上	155円	171円

○公衆浴場汚水（1カ月あたり・税抜き）

使用料区分		現行使用料	改定後使用料
基本使用料（50㎡まで）		1,200円	1,320円
超過使用料 （1㎡あたり）	51㎡以上	125円	138円

第59号 市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、市もこれに準じ条例を改正する。

今回の改正では、育児を行う市職員がより育児をしやすくするために、部分休業制度の拡充が行われる。

これまで、市職員は小学校就学前の子どもを養育する場合、1日2時間まで休業することができたが、改正後はこれに加え、1年につき10日を超えない範囲で、1時間単位で休業することができ、どちらかを選択することができる。

市

現在2名の職員が現行制度を利用している。本制度の拡充に伴い、希望者が大幅に増加する場合などは、今後、対応について検討していく。なお、育児部分休業制度は年次有給休暇などとは異なり給料が減額されるため、まずは年次有給休暇等を活用して休暇を取得する傾向が多く見られる。

第65号 財産の取得

市内の小中学校で使用するICT教育用タブレット端末を購入する。また、タブレットについては、令和7年度から9年度までの3カ年にかけて、計画的に更新していく。

令和7年度分の購入台数は1,974台

議員

タブレットの補償について問う。

市

補償する場合の契約は別契約となり、別途費用が発生する。しかし、修繕を行うよりも予備機で対応する方が費用が安価であるため、補償契約はしない。なお、購入予定の1,974台のうち、予備機を228台を購入する予定である。

議員

今回の改正に伴う業務体制の変更の有無について問う。

